

# いざというときのために… 避難行動要支援者制度へご協力ください

大きな災害が発生した際に、市民にどのように情報を伝え、どのように安全に避難させるかが市の課題となっています。東日本大震災などの全国各地で発生した大地震・台風による大規模な災害で犠牲となった人の多くは、高齢者や障がいのある人など、避難の支援が必要な人でした。市では、日頃から支援が必要な人の状況等を把握するために、避難行動要支援者制度を設けています。



## 避難行動要支援者制度とは

災害発生時に、特に支援を要する自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)から同意を取り、消防機関、警察、民生委員、区長等の地域で支援してくれる人(避難支援等関係者)へ平常時から名簿を提供し、災害時の的確な避難支援につなげることを目的とした制度です。避難支援等関係者には、避難行動要支援者へのいざというときの安否確認、避難の手助けをお願いします。これはできる範囲での手助けで、責任を伴うものではありません。

## 対象(次のいずれかに該当する人)

- ①介護保険の要介護(要支援)の認定を受けている(受けようとする)人
- ②手帳をお持ちの人、手帳の交付を受けようとする人(身体・療育・精神)
- ③75歳以上のみの世帯の人
- ④その他地域の支援が必要な人



## 既に同意書を提出している人

取り消しの申し出がない限り継続します。

## 同意書提出後の流れ

市が避難行動要支援者台帳に登録を行った後、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

※個人情報を扱う人は、法律に基づく守秘義務が課されています。

## 問い合わせおよび同意書の受付窓口

対象①に当てはまる人：長寿いきがい課介護保険担当(1階⑤番窓口)

対象②に当てはまる人：障がい福祉課障がい福祉担当・支援推進担当(1階⑧番窓口)

対象③④に当てはまる人：危機管理課防災・消防担当

既に同意書を提出している人

新たに下記の認定や交付などを受けようとする人

○要介護認定の申請時  
＜長寿いきがい課＞

○障がい者手帳等の申請時  
○市の障がい福祉サービス  
(難病患者)の申請時  
＜障がい福祉課＞

○地域の支援を希望  
する人  
＜危機管理課＞

同意が  
あったものと  
みなします

同意書の提出

避難行動要支援者名簿の提供に同意

提供

避難支援等関係者(民生委員、区長など)が大規模災害時に備えて対策を検討していきます

